2012年5月30日

生活支援戦略及び生活保護制度に対する連合の考え方

日本労働組合総連合会総合政策局長 花井 圭子

1. 連合のめざす社会像

連合は、2010年12月の中央委員会において、めざすべき社会像として「働くことを軸とする安心社会」を策定・決定した。この「働くことを軸とする安心社会」は、

- 働くことに最も重要な価値をおき、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き 方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それ を相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれて いる活力あふれる参加型の社会である。
 - 1) なぜ働くことが軸か
 - 2) みんなが働き、つながり、支え合う
 - 3) ディーセント・ワークの実現
 - 4) 雇用の質的強化と機会創出
 - 5) 希望につながる安心・切れ目のない安心
- そして、この「安心社会」を支える基盤として、社会保障と税制改革を一体のものとして検討し、2011年6月、「新21世紀社会保障ビジョン」と「第3次税制改革基本大綱」を策定・決定した。

(別紙)

2. 連合の取り組み

○ 連合は、労働組合のナショナルセンターとして、賃金・労働条件の向上、良質で安定した雇用の確保、社会保障改革、税制改革、地球環境保全、平和運動などに取り組んでいる。具体的には、様々な課題に対して政策を立案・策定し政府・各省庁との協議、各党への要請等を行っている。また、直近では、若年者雇用対策に力点をおいた取り組みを進めている。さらに、47 都道府県にある地方連合会において「なんでも労働相談ダイヤル」を設置し、解雇、セクハラ・パワハラ問題をはじめあらゆる労働相談に応じ、その解決に取り組んでいる。

○ 地域で働き、暮らすすべての人たちが直面している生活問題や雇用にかかわる問題解決のため、労働組合自身が地域で顔の見える運動を、NPOやボランティア団体などとのネットワークにより強化していく取り組みを進めている。

3. 特別部会に対しての考え

○ 労働組合に組織された労働者は、生活保護を必要とする生活困窮状態となる ことはこれまであまり想定されてこなかった。しかし、リーマンショックを 機に、社会的セーフティネットの対象者と労働組合員は重なりつつある。そ の意味で、社会的セーフティネットの再構築を検討する本部会の議論は極め て重要であり、積極的に議論に参加していきたいと考えている。

4. ヒアリング項目に対する考え方

- (1) 生活困窮者対策や生活保護制度の見直しを進めるに当たっての基本的な考え方について
 - ① 当特別部会は、「次世代の育成と活躍できる社会の形成に向けて」との観点で国家戦略会議で議論(4/9)されたことを骨格に、具体的な対応の検討をすすめていくと理解をしている。掲げられている施策はいずれも重要なものである。市場原理主義、自己責任を強調し、社会的セーフティネットは金の無駄、モラルハザードを招くといった考えの下で政策を展開した結果が、ワーキングプア、貧困者、増え続ける生活保護受給者、孤立死、毎年3万人を超える自殺者を生み出す結果となった。早急に政策を転換すべきである。
 - ②「働くこと」に多くの人が参加できるようにしていく工夫が必要であるが、 生活保護制度も人々の生存権を保障する「最後の砦」であり、すべての人々 の命に尊厳を与え、どんな困難な環境の下で生まれ育っても、どんな失敗 をしても生き続けられる、安心のセーフティネットとしてこれからも不可 欠である。不正受給防止は当然強化すべきだが、生活保護を含む社会的セ ーフティネットを、人々が安心して社会参加を行い、さまざまなチャレン ジを行うための条件として積極的に評価することも必要と考える。
 - ③ 生活困窮対策や生活保護制度の見直しに当たっては、一人ひとりの困難性を把握し、きめ細かな対応を基本に据えた施策が講じられることを求めたい。
- (2) 生活困窮者(生活保護受給者を含む。以下同じ)や孤立者の早期把握のための課題やこれを進めるための方策・仕組みについて

- ① 近年、痛ましい「孤立死」が相次いでいる。高齢者、母子や若年世代が社会的支援を受けずに死亡している。
 - 水道事業者、電気・ガス事業者と福祉事務所、民生委員、地域包括支援センターなどの連携を強化する仕組みをつくる必要がある。
- ② 福祉事務所と生活保護課、国民健康保険課、税務課等、自治体内の関係部署連携を密にはかるべき。
- ③ 個人情報保護法に関する再三にわたる通知は十分に効果が上がっていないと聞く。政府の指導を強化すべきである。
- ④ 民生委員(民生児童委員)には地域の「見守り」の中心的な役割が期待されているが、高齢化しており、その確保が困難となっている。また、多忙であるにも関わらず、その仕事に対して無給であり、交通費等の名目で年間6万円程度が支給されているにとどまる。民生委員の報酬について検討すべきである。

(3) 生活困窮者の就労機会の確保に係る課題やこれを進めるための方策について

多くの人に社会参加の機会を保障することは極めて重要であり、「中間的就 労」といった形態も考える必要があると思うが、現在の労働法制を前提に考え ると最低賃金の適用関係の検討が必要である。最低賃金の適用されない労働形 態をつくることは、一般の労働条件の引き下げに絶対に悪用させない仕組みと セットであることが必要である。

(4) 生活困窮者にとっての居住に係る課題や居住の確保を進めるための方策について

家賃は生活費の中で大きな割合を占めることから、家賃が払えなくなると一気に生活が不安定となり、稼働能力があってもすべての資産を使い果たし生活が破綻する大きな要因である。このことが生活保護を受ける圧力になっている。そのため、住宅扶助を生活保護制度から外し、恒久的な住宅手当制度として再編すべきである。具体的には、公営住宅や民間アパートの家賃補助で対応すべきである。

(5) 生活困窮者の健康管理の在り方について

福祉事務所などで健康指導、衛生指導、生活改善指導などを行うことが有効と考える。その際、「何のために」健康になるのか、その人それぞれの目的・目標の発見が重要であると考える。

(6) 生活困窮世帯の子どもや高校中退・不登校者に対する教育・養育支援の在り方について

① 現在もNPOなどで、献身的な支援が行われている。 定年退職した方の能力を生かすことはできないだろうか。団塊世代が退職 しており、その数は多い。様々な能力、技術を持った方、元教師など自治 体(NPOなども)で「技術・技能・専門人材バンク」をつくり、生活困 窮者の子どもたちや高校中退・不登校者などに支援を行う仕組みを地域に 創設できないか。高齢者の孤立化を防ぐことにもつながるのではないかと 思う。

(7) 生活保護受給者の自立に向けた方策について

- ① 福祉事務所におけるケースワーカー等職員の増員と、低所得者の生活問題 の複雑・多様化に対応できる専門性の高い職員の確保が必要である。
- ② 被保護者数の増加に対しケースワーカーが十分に配置できていないこと、経験の少ないケースワーカーが多く配置されていることなど、きめ細かな対応が行えていないのが現状である。このことについて改善が必要であるが、「ケースワーク業務の外部委託の推進」については、職権保護など公権力の行使を伴うものであることに十分留意する必要がある。

(8) 生活保護給付の適正化に係る課題やこれを進めるための方策について

- ① 医療扶助における一部自己負担の導入は、病気で働けない人や高齢者など 生活扶助以外の収入がない被保護者にとって最低生活保障が脅かされると ともに、就労インセンティブを削ぐことになるため、反対である。
- ② 医療扶助の適正化については、医療扶助の不正受給が医療機関や介在する。ブローカーによる発意であり、被保護者が主導することは考えにくい。 したがって、医療機関による医療扶助の不正受給に対する厳罰、取り締まりの強化で対応すべきである。

以上